

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂等に係る第三回検討会

議事概要

1. 日時： 平成 30 年 1 月 18 日（木） 13:30～16:30

2. 場所： 三田共用会議所 大会議室

3. 出席者

■ 検討委員

熊本県 健康福祉部 健康危機管理課 課長補佐	江川 佳理子
跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授	鍵屋 一
東京都動物愛護相談センター 所長	金谷 和明
仙台市片平市民センター・児童館 館長	亀田 由香利
一般社団法人 危機管理教育研究所 代表	国崎 信江
一般財団法人 ペット災害対策推進協会 副理事長	沼田 一三
公益社団法人 東京都獣医師会 事務局長	平井 潤子
熊本市 健康福祉局 保健衛生部 動物愛護センター 所長	村上 睦子
公益社団法人 日本獣医師会 副会長	村中 志朗 【座長】
徳島県 危機管理部 消費者くらし安全局 安全衛生課 課長	山根 泰典

■ 環境省

大臣官房	審議官	米谷 仁
自然環境局 総務課	課長	永島 徹也
総務課 動物愛護管理室 室長		則久 雅司
	室長補佐	徳田 裕之
	室長補佐	田口 本光
	係長	川越 匡洋

■ 事務局

一般財団法人 自然環境研究センター	青木 正成
	桐原 崇

■ オブザーバー

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付  
厚生労働省健康局結核感染症課

#### 4. 議事概要

- (1) 「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」について
- (2) ガイドライン改訂案について
- (3) シンポジウム開催について
- (4) その他

#### <資料>

- 資料 1 「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」の実施報告
- 資料 2 - 1 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂案のポイント
- 資料 2 - 2 これまでの検討会における主な論点とそれに対する対応
- 資料 2 - 3 大規模災害時における対応フロー図
- 資料 2 - 4 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂案本文（図表なし）
- 資料 2 - 5 今後のスケジュールについて
- 資料 3 シンポジウム開催概要
  
- 参考資料 1 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成 25 年 6 月発行）（委員限り）
- 参考資料 2 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂等に係る第二回検討会議事概要
- 参考資料 3 主な論点についての現行ガイドラインでの記載状況
- 参考資料 4 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂案本文（図表あり）（委員限り）

#### (1) 「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」について

#### <資料>

- 資料 1 「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」の実施報告

#### ■ 「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」の実施報告

- ・ 図上訓練を行った 3 ブロック（四国、九州、中部）の幹事県及び環境省より資料 1 に基づき図上訓練についての報告を行った。

- ・ 図上訓練に専門家として参加した沼田氏ならびに平井氏より、訓練の総括を行った。

#### 【総括】

- 図上訓練に参加した行政、獣医師会、関係団体の方々が、災害時の動物救護の必要性や内容について、意識が高まったという面では非常に有意義な訓練だったと思う。支援を受ける場合でも、まず被災した地域がどういう動物救護活動を行うのかをはっきり決めておかなければ、どんな支援を受けるかが決まってしまうだろう。まず自治体なり、獣医師会、あるいは愛護団体が集まって、被災した場合に各地域でどんな活動をするのか、活動区域をどの範囲にするのか、対象動物をどうするのか、譲渡をどうするのか、そして、どういうところが支援を受けないといけないのかを考えておく必要がある、そして、近隣の自治体も同じように考えて、それを突き合わせて、お互いにやる内容についての精査や検討をしていくことによって、どんな支援が必要か見えてくるのではないかと考えている。そして、放浪動物への対応、あるいは一時預かりの対応を「入り」、返還と譲渡を「出」とすると、この「入り」をどこでストップするのかということをはっきりと決めておかなければ「出」のほうの終わりが決まってしまう。具体的に言えば、仮設住宅にいる動物までその支援対象とすれば数年という活動期間になってしまう。そういうものも含めてどうするのかを事前に十分検討して、支援を受ける内容の整理をしていけばいいのではないかと思う。(沼田)
- 自治体、行政、獣医師会などの民間と動物愛護推進員といったいろんな関係者が協力してやらなければいけない取り組みを実感いただけたというところでは非常に大きな第一歩だったと思う。また、その中で、発災を想定していろんなことを考えるのに、これだけ混乱するということが体験できたという意味でも非常に価値ある訓練だった。ただ、今後の課題として、三重県の場合は大きな被災の経験がない中で、南海トラフ三連動などの太平洋側一帯が被災したときにどうするのかということも考えていかなければならないという点では、訓練を1回で終わらせるのではなく、何回も繰り返していくことが必要だと考える。また、本部をどう立ち上げるかという中で電話もつながらない、構成団体の長となる人が所在不明で安否が確認できない、物資を運ぼうにもガソリンもない、手段もないというような状況でこの救援活動がスタートするのであれば、まず何をしなければいけないかというところを、東日本大震災などの事例を出しながら、それを反映した訓練を具体的にシミュレーションしていくことで、到達点の幅が広がったり、奥が深まったりするのではないかと思った。例えば、人の支援

の仕方、受援と支援の中で行うのであれば何に基づくのか、協定であればどういう協定にしておくのか、あるいは情報の収集、発信の重要性などといったことに気づけるような誘導、ファシリテーターも入った上での訓練を繰り返していくことで実際に発災したときに対応できるようになるのではと思った。そういう点では、動物愛護推進員だけの訓練や市町村だけでの訓練の他、獣医師自身も被災している中で獣医師会はどのような体制をとるのかという組織の体制づくりの訓練、民間の動物取扱業に関わるホテル機能、ショップ機能との連携体制といったところにも膨らませて訓練を重ねることが実際に起こったときに役立つことなのかと思った。そういう意味では、時系列で、時点毎に何をするというようなパターンをつかって、この訓練を支援側と受援側両方で同時進行でやっていくことも大事なのかと思う。今後想定される災害の中でも、南海トラフ三連動は東日本大震災に匹敵するほど支援側にとっても大きなダメージと支援の難しさが出てくる災害になると思うので、こういった訓練を積極的に積み重ねていくといいと感じた。(平井)

#### 【質疑】

- 市町村と一言で言っても、大規模な市町村もあれば、小さい市町村もある。当然、小さい市町村は人手がない。そこに大災害が来ると、受援体制といっても、避難所対応等に割かれて動物まで手が回らず本当に1人の職員も割けない状況があったとしたときにどうすればいいかという質問はなかったか。(検討委員)
- そのような質問はなかった。想定をしてなく、考えていないところであったと思う。(環境省)
- 徳島県の県南部の市町村には、非常に小さいところがある。我々としてもどう考えていくかが重要であると考え、特に県南部の方に呼びかけをして図上訓練にまず参加していただいた。人対策が主の中でどう考えていくか、これからどうするかというのが今から重要なことだと思う。(検討委員)
- とにかくこういった訓練に出て、意識を持つということ。そういったことから始めていくしかないのではないかと思う。(座長)
- 必ずペットは問題になることがわかっているため、例えば自治体職員がいなくても、誰かが旗を立てるような仕組みがあり、受援の旗を立てるとそこが窓口になるような体制は必須だと思うし、そこに自治体職員がフルタイムでコミットはできなくとも、その立てた旗を信用できるようにちゃんと自治体もサポートする体制を少なくともと

っていく必要があると改めて思った。(検討委員)

- ペットの情報の収集方法と、ペットに関する情報の一元化に関して、どの組織がどのように一元化して、そのデータをどこに発信したかという具体的な内容を教えてほしい。(検討委員)
- ペットの情報収集をどこまで、どのように発信しているかという細かいところまでやる訓練というよりも、関係者に参加してもらい意識づけをして、今後どのようにやっていくかまず課題を考えましょうという1回目の図上訓練であったため、決まっている自治体はあるかもしれないが、この図上訓練の中でしっかり固まったものは特段出てきていない。(環境省)
- 1回目としてはどのブロックも非常にいい訓練になったかと思っている。今の御意見は、かなり成熟した訓練の結果の要求のように思うので、今後そういったことを意識しながら訓練を進めていく必要はあろうかと思う。(座長)

## (2) ガイドライン改訂案について

### <資料>

- 資料2-1 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂案のポイント
- 資料2-2 これまでの検討会における主な論点とそれに対する対応
- 資料2-3 大規模災害時における対応フロー図
- 資料2-4 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂案本文(図表なし)
- 資料2-5 今後のスケジュールについて

### ■ 改訂案のポイント、主な論点と対応

- ・ 環境省より資料2-1～2-3に基づき改訂案の要点についての説明を行った。
- 災害時の動物救護は単なる動物救護だけでなく、人の対策も含んでいるということで、これは通常の動物行政も同じで、動物の保護だけを目的としてやるとなかなか理解が得られない。災害時の動物救護も人の対策につながっていることは全面に打ち出していく必要があると思う。ただ、発災後に少し落ち着いて、仮設住宅に入られた方が、どうしても仮設住宅で動物が飼えないため一時預かりしてほしいということにな

れば、被災者の救護という意味からは、長期間その動物を預かることは考えられるが、いざ動物側に立ってみると、長期間シェルターのようなところで飼育管理されることが果たして動物にとっていいことなのかという問題が多分出てくると思う。そのため、発災直後から避難所にいるときまでは被災者と動物の両方の救護をセットで考えることができるが、人と動物の救護というものがどこかで離れていく可能性がある。単に人のためにやっているということも、動物のための救護なのか、人のための救護なのかというのをどこかで区分せざるを得ない状況が出てくるのではないかと考えている。(検討委員)

- ▶ 一番難しいのは、避難所の中にペットを入れていかどうかという問題。ある程度スペースがあって、動物の場所と人の場所が分けられて、飼い主は動物のいる場所にもいられるような災害の状況と、人で満ちあふれていて、動物のスペースは避難所の中にはとても難しいというような災害の状況とがある。そのあたりが丸投げだと、実際に自治体がルールを決めようと思っても、それこそいろいろな考え方の人がいて、なかなか避難所でのルールが決めにくい。先送りして結局マニュアルができないという状況に陥るのではないか。避難所では外で飼うのが原則で、許された場合には室内もあり得るとか、メリット、デメリットみたいなものを示す等すべきだと考える。また、今回、図上訓練をやってみたということだが、何度か繰り返してマニュアルのレベルを上げていかないといけない。やはり自治体が年に1度以上はちゃんと検討して、課題を整理、その課題について今年度はこういう検討をする、来年度にまた反映するというようなマネジメントサイクルをきちんと回すといったことがガイドラインのどこかにあるといいと思った。(検討委員)
- ▶ 避難所の中での取り扱いをどうするかというのは、前回は避難所ごとに定められるようにしたほうがいいのかという意見もあれば、原則は別居と決めたほうがいいのかという意見あり、議論があった。結局、両方混ぜたような形で、避難所ごとに決めましようとして書きながらも、スペースに制限がある場合は別居が基本と記載した。別居が基本を括弧書きで書いたが、逆の方がいいか。(環境省)
- ▶ 別居が基本と書いておいて、ただし、余裕があれば被災者の状況等を考えながら同居することも可能と言ったほうが、ルールを決めるときには決めやすいと考える。避難所はいろんな人が入ってくるので、まずは管理者が避難所のルールを張って、当面このルールでやりましようとして示す。そこに避難所長の名前と市町村の名前が書いてあれ

ばそれに従わざるを得ない。落ちついてきてから、同居が必要な人のために教室を使わせてもらう等のルールの変更はあるのかもしれないが、ルールが決まっていることでトラブルを少なくすると考えれば、各市町村がルールを決めるときには、ガイドラインに書いてあるほうが良いと思う。(検討委員)

- ▶ 熊本県では、平成27年度に市町村向けの避難所運営の手引書を作成したが、その作成に、県と各市町村の動物愛護担当と防災担当にも入っていただいた。マニュアル案を県で提示し議事を進めていたが、市町村から、災害は規模やケースが異なり、地域によっても取り組みが異なるため、マニュアルにされてはかえって困ると言われた。それよりは、避難所の運営の考え方を示して、災害状況に合わせて、市町村が自由にできるようなものにしてほしいという意見があったため、手引書という形で取りまとめた。熊本地震でも、いろんな避難所の取り組みがあった。考え方を示して、実際は自治体に任せるような方法が良いかと思う。その中でいろいろな相談があるときに、県現場に落とし込めるようなアドバイスをするほうが、災害時に即した対応ができるのではないかと考える。(検討委員)
- ▶ 実際に発災すれば同行避難をうたっているため、ペットを連れてくる被災者はいると思う。ある程度スペースがあってもスペースがないという考え方を示す自治体が出てきた場合には、ペット同行避難者に対して避難所の外にペットが一時的に保護できる施設なり、潤沢なケージの備えがちゃんとあるというのならいいと思うが、そうではない場合は混乱するだろう。ある程度の柔軟性、幅を持った対応で、あとは自治体の判断なのかと思うがどうか。そこが余りファジーだと決められないから後回しになってしまうという意見ももっともでわかるが、今後、今回の図上訓練を皮切りに各自治体でも同様なことをやっていく中において自治体の意識が高まれば、それなりの自治体独自で判断できる力が備わってくるのではないかと思う。(座長)
- ▶ 両論併記でいいと思うが、メリット、デメリットはそれぞれに示して、現場の状況に応じてルールを適切に定めることが望まれるというような形でいいと考える。東京は大都市部であるため、どうしてもスペースがないということが最初に頭にある。(検討委員)
- ▶ 避難所でどの様に対応するかという議論かと思うが、自治体で決めるというよりも、最終的には避難所運営の管理責任者が決めるということになる。市や区でいろんな避難所の運営マニュアルとかガイドラインをつくる取り組みはされているが、それを避

難所運営側が受け入れるかどうかというのでまた議論になっている。例えば自治体が同居や別居と決めても、結局避難所運営者がそれをどう理解するかということになるため、書き方としては今の意見にあったような書き方でいいと思うが、避難所運営の指針やガイドラインというようなものを、自主防災組織であるとか、避難所運営にかかわる人たちに理解いただくような取り組みを自治体が平時にやっておかないと、幾ら自治体側が決めても恐らく現場では通用しないものになってしまう可能性があると感じた。また、たとえペットと一緒にいいと決めていたとしても、その場の状況がそれに耐えられない場合には、「やはり分離」という判断になるはずだと思う。そのような実状があることを動物行政側と避難所運営側が共有しておく、そこが必要かと考える。(検討委員)

- 避難所運営側というのは、例えば小学校の体育館であれば、その学校の校長、町内会長などが避難所運営の主体になるため、幾ら市がこうだと決めても、その人達がノーと言えば終わりということで、普段からそういった避難所運営側の人と行政できちんとしたルールづくりをしておくことが重要だという意味でいいか。(座長)
- はい。(検討委員)
- そういったことがこの部分で少し触れられていればいいかと思う。(座長)
- 市町村ごとに避難所運営のガイドラインや手引きをつくられているところもあるが、つくられていないところもある。場合によっては、施設ごとに避難所運営の手引きをつくられているところもあり、避難所運営の手引きの中にどこまで書き込むかという話は、自治体によってそれぞれ違う部分もあるため、そういった点を踏まえて議論していただきたい。また、12ページ下部に、「ペットの同行避難者に対し指導する」という表現が出てくるが、最終的に同行避難者に対して先ほど出てきたような施設管理者等が「指導する」という言葉は余り見たことがないため、その辺の表現はどうかというのが気になる。(内閣府)
- 関連して、自治体職員であれ、避難所運営の方であれ、同行避難して、そのまま同居ということで避難所にいた場合にどんなことに留意しなくてはならないのかということも明確に記載すべき。指摘のあった12ページには、「鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理等」と書いてあるが、動物に対する適正飼養がわかっている方ばかりが避難所運営になるわけではないため、避難所におけるペットの糞尿処理や毛の飛散、鳴き声等に対してどう対応すべきかということも具体的に記載すべき。具体的にトリミ

ング、ブラッシング、シャンプーもそうだが、周期的にどのくらいであるのが望ましいのかといったときに、臭い、衛生面の問題があるわけで、そのまま放置した場合にノミやダニの脅威を具体的に知ることができるような、ペットを飼養していない方もしっかりと対処し、それを踏まえてやはり別居がいいという判断に結びつくような何らかの具体的な情報が必要ではないかと思う。(検討委員)

- 今回の資料では、事例やコラムは省略しており、実際には東日本大震災の事例がたくさん載るが、動物のケアの部分は、例示か何かで1つ判断できるような参考情報を掲載する方向で考えたい。(環境省)
- 衛生管理について、獣医師の立場から申し上げますと、ドリングをどのくらい定期的にやればいいのかというのは、犬種や猫種によっても全く違うため、画一的なものを示すとなると種別ということになる。そのために、獣医師会はすぐ避難所に入り、そういった衛生管理については常に相談窓口を設けるというのをこれまでの災害のときにもやってきた。コラムで紹介されるのも1つの方法だと思うが、ある程度のところは適正にやり、獣医師なり専門的な人に相談するというような文言で書いておいていただければ対応はできると思う。(座長)
- 先ほど、自治体に丸投げだというような意見があったが、個人的にはこれでいいと考える。委員の方々から話もあったように、状況によっていろいろ違うため、ここに書いてあるようなことに注意しながら市町村では避難所での受け入れを準備しておき、それぞれの地域の実情に応じた避難所の運営を考えたらいいのではないかと思う。ただし、そこからあふれる人は必ず出てくるし、最初に決めたルールというのはなかなか守ってもらえないということがある。そのため、そんな状況もあるということを踏まえて各自治体で受け入れ体制を整備しておき、それでもどうしても入りきれない、あるいは入ったけれども拒否をされたというペット同行避難者のために、いわゆる公助である一時預かりの体制をつくっておくのが動物救護の基本ではないかと思う。  
(検討委員)

- 仙台市の場合は、東日本大震災が起こる前から、避難所運営マニュアルの中ではペットを受け入れることになっており、原則室外とはっきり書かれていた。しかし、東日本大震災においていろいろな問題があり、結局、原則室外であるがアレルギーなどに配慮しながら室内受け入れもあるということが避難所運営マニュアルに記載された。尚且つ、それに対応する衛生班という班をつくってペット受け入れをしていくという

こともはっきり書かれている。この避難所運営マニュアルをベースにして各避難所の運営委員会が自分たち独自のマニュアルをつくっていくという体制になっており、1年に1回は必ず避難所設置訓練というのをそれぞれの運営委員会が行う。そのときに動物管理センター等がペットのスペースについて助言や指導をしている。仙台市は避難所設置訓練等の中で同行避難訓練も行い、徐々にではあるが、避難所にペットも連れて入っていくという訓練ができるようになってきており、その中で町内会等の運営委員会と飼い主等が避難所でのペット飼養の方法について話し合っている。もしかしたらそれがモデルになるかもしれない。また、實際上、避難所が開設した後は、できるだけ早く仮設住宅に入っていくことになるが、東日本大震災においては、動物管理センターを中心に、ペット飼養マニュアル等をその時点で作って、ボランティア、獣医師会と一緒に指導に入るという条件で、ペット飼養を可能としてもらった。(検討委員)

- 今の話などもコラムで載せられるのなら非常にいい事例だと思うので、ぜひお願いしたい。実際に災害を体験した行政というのは体験していないところとは意識が全く違うだろうし、災害を経験していないところに対していかに意識づけをするかということが今回のガイドライン改訂の目的であるため、その辺も踏まえてやっていただければと思う。ここの部分に関しては、それぞれの委員の意見を反映して、事務局で調整するという形でいかがか。(座長)

#### ■ 大規模災害時における対応フロー図及び改訂案本文

- ・ 環境省より資料2-3、2-4に基づき対応フロー図及び改訂案本文についての説明を行った。
- フロー図の事前の備えのところで、左が「飼い主」、真ん中が「自治体等」となっているが、右側が「広域支援」となっており、一番右だけ機能になっている。内容面では「支援団体等」などの主体に直したほうが良いと考える。(検討委員)
- フロー図が時系列になっているのはすごくわかりやすく、熊本地震を振り返りながら想像できる内容で素晴らしいと思う。その中で、熊本地震では、熊本市自体が被災しており、周りの状況が全然わからなかった。要するに情報の収集の仕方がわからないし、情報の発信の仕方が見えなかったというのが非常に準備不足だったと痛感したと

ころだった。そのため、自治体等の事前の備えの中に、情報の収集及び情報発信、方法の検討などを入れていただければと思う。(検討委員)

- ▶ 一般的に大きな災害のときに情報を集めて発信するという部分では、政府、あるいは都道府県の県庁などで人のほうの現地対策本部ができて、横断的に情報を集める場、あるいは共有する場というのは設けられていることがある。一方で、ペット特有の情報収集と発信は、ペットの分野の現地動物救護本部をつくって立ち上げていくということなので、そこに特徴的な情報の集め方、出し方というのは、全体のところとの兼ね合いでどうしていくのかは少し整理が必要と考えている。どういう情報をどう集めてどう出していくのかというのは、災害の規模や状況によって全然違う中で、どこまで書いたらというところは少し迷いがあり、いろいろ御意見をいただきたいと思っていたところ。(環境省)
- ▶ 情報の収集、発信ということについては、これまで災害の体験からしても、不適切な情報が流れるなどして現場が混乱したという事実はあるが、非常に重要な部分であるのは間違いない。ただ、先ほどから話が出ているように、災害の規模、各自治体の事情などで変わってくるものであることも間違いないと思う。そのため、普段から情報の収集、発信の大切さということを鑑み、平常時からそういった準備をしておくというぐらいのことなら書けるのかもしれないが、余りこじんまりまとめてしまってもいけないので、委員の皆さんの意見を聞きたい。(座長)
- ▶ 広域支援を考えていく上で、外から支援する側、あるいは外からやってくる方々には地元の情報を持っていない方がおり、広域支援がうまく回るかどうかというのは情報のところが一番鍵となる大事なところだと思うが、先ほども申し上げたとおり、ペットの広域支援のことに関してはまだ提案を始めたばかりで、まだ少し整理しきれないところがある。今後、訓練を重ねていく中で整理がされてきたときにはもうちょっと具体的に書き込んでいけるようになるかと考えている。(環境省)
- ▶ フロー図には記載されていないが、本編の中に情報収集に関する記載はあるので、書き方なのではないか。(検討委員)
- ▶ 書き方は工夫させていただきたい。(環境省)
- ▶ 情報拠点としての情報窓口の一元化とあるが、情報拠点を立てることが大事。情報拠点では特に避難所が最初の段階では非常に重要で、避難所との密なやりとりをすることで、一番メインのルートを確保してしまう。また、被災自治体の職員はとて

も忙しくて出ていけないため、広域応援の方々が発災地の支援者などと一緒に歩いて回って情報をとってくる。そういう流れをフロー図のようにしたら見えやすいかもしれない。(検討委員)

➤ 行政が発災直後必要とする情報と、経過を追っていくとき必要とする情報は、少しずつ変わっていくものだと思う。発災直後からある一定期間は、避難所情報が一番欲しいと考えている。発災直後に放浪している動物や保護しなければいけない動物について、自治体としては、積極的に情報を集める状況ではないと思っている。できれば、発災直後については違うところでやっていただきたいと思う。避難所の状況調査というのは、熊本県では、100%ではないにしても、各保健所から避難所情報が入ってくる。その中で避難所の同行避難の状況をつかめるのではないかと考えている。熊本地震までは避難所の状況調査に関する様式の統一がなかった。今回は様式を定めて、その中に同行避難に関する情報を入れていただいた形にしている。避難所の状況が日々変わっていく中で、実際の避難所における同行避難調査時期は、ある程度落ち気が見られ始めるタイミングが良いのではないかと考えている。支援を行うにあたり、すぐさまいろんな情報をつかむことも必要だが、実際にどういう支援をするのか、そのときにどういう情報が欲しいのかということと事前に議論して固めておく必要があると思っている。(検討委員)

➤ 相談窓口について、実際、発災後に住民の方が動物に関する相談をどこにしたらいいかということ、動物愛護センターになる。窓口設置に関わらず住民の方は動物愛護センターに相談される。私たちが知りたい情報は、避難所の状況がどのようになっているか。熊本市の場合は多いときで避難所が200箇所とかになってくるため、その1つ1つを職員が見て情報を集めることは不可能。一方、人のほうの対策本部には避難所から区役所に情報が共有される。そのときに、動物に関する情報を動物愛護センターに共有してもらおうなど人のほうと連携してやればよかったと感じた。そのため、人のほうの情報収集のやり方と、ペットの情報についても連動してやれるような準備を事前にやっていくということ盛り込んでいただければと思う。(検討委員)

➤ まず同行避難の方々が避難所に行ったときに、避難所の避難者名簿をつくるわけですから、あらかじめ自治体に決められている避難者名簿のテンプレートにペットの情報を盛り込んではいかがかという話をし、前回内閣府に提案した。その点について、内閣府の避難所運営のガイドラインには、そのテンプレートを示しながらもペットの情

報は記載されていなかった。ただ、堺市などではペットのことについての記載があるようだ。(検討委員)

- ▶ 内閣府の避難所運営ガイドラインには、テンプレートなどはまだ一切つけていない形でやっている。そういう中で、前回の質問について調べてみたところ、堺市を初め幾つかの自治体ではペットのことについて記載されているところもあった。ただ、書いていない自治体もかなりある。どこまで書くかということは自治体のほうでそれぞれ決めているのが現状である。(内閣府)
- ▶ 堺市の獣医師会はペット防災に関してはかなり熱い獣医師会であるので、恐らく市との防災協定の中でそういったものを入れるようになり強く意見をしたということが想像できるが、ペットの救護ということについては、人のほうの情報と連動したような形のものうまく盛り込めればかなり機能的になるということは間違いないだろう。既にそういった事例もあるようなので、そういったことを積極的に進めるような形のことがガイドラインに一文書かれていると随分いいのかもしれない。(座長)
- ▶ 恐らく情報収集というのは、幾つか複数の手段があるといいと思っている。資料の49ページの動物愛護推進員、獣医師会、民間団体との連携の中で、ボランティアの役割の中に情報収集とあるのが、現場でどういう状況になっているかというのを避難所も含めて情報収集をしてもらうことを意図し組み込んであるので、今度はそれをどこが集約するかや、どういうふうに伝達するかというところを、チャートのようなもので示したり、わかりやすくしていくことが必要なのかと感じる。実際に、消防団などが各家庭に出向いて、避難の意思があるかどうかという聞き取り調査をする中で、ペットを飼育しているかどうか聞き取っていただく、飼っていれば同行避難の手配を支援側ですするという意図でその聞き取りをお願いした災害があったが、とにかく一刻を争っての避難が必要な中で、ペットのことが割愛されてしまっている。そのため、実際の災害時に最優先で情報を集めなければいけないときに、優先順位でいくとそこが省かれる可能性もある。情報収集の手段というものを複数備えておくということも必要かと感じる。(検討委員)
- ▶ これはガイドラインであり、細かくやるとマニュアルになってしまう。マニュアルにするとがちがちになってしまう。必要なことは書けばいいと思うが、ある程度のところまでを示すというのがガイドラインの使命かと思っている。ガイドラインの文章としてはある程度のところまででコラムをうまく活用するというのも1つの方法かと思

うが、委員からいろいろ意見が出ているので、環境省の考えで進めていただきたい。

(座長)

- ▶ ある国に行ったときに国勢調査に動物のことも入っていた。そういうことが進んでいけばいいと思う。もうちょっと人の世界との連携というか、同じような世界で扱える形に書き加えられればと思う。(環境省)
- ▶ 国勢調査へのペットの飼育の有無については、獣医師会がここ20年来、何度も何度も国に対してお願いをしてきたところ。もう既に家族の一員というふうには社会に認知されているわけですから、そろそろ本気で国勢調査の中にも盛り込むということも大事なことではないかと思う。(座長)
- ▶ 情報収集は非常に難しいが、あらゆる手段を使って収集し、その発信は1カ所からしたほうがいい。いろいろなところから発信するとその情報が複相してしまう。災対協では情報収集を業務に入れている。災対協、自治体、民間の企業、獣医師会、それぞれの役割の中に情報収集を入れていただき、あとはそれをどこで集約化するかを決めていけばいい。全員で情報収集しておかないと、発災直後の自治体でもできないし、災対協が東京にいて被災地の情報収集というのはとてもできないと思う。どんな情報でもいいがそれを集めてどこかで集約しておく。それが一元化されれば相当いい情報になってくるだろう。(検討委員)
- ▶ 資料2-3だけ切り取って読んでしまう方がいるかもしれないという視点で、事前の備えというのは、「飼い主」、「自治体等」、「広域支援」とあるが、これだけではない。そのため、それぞれの例や、その項目の中に「等」と最後につけて、詳しくは本編に誘導されると表記としてはいいのではないか。特にその中で、飼い主では、ペットのための備蓄や預け先の確認というところの自助について、今回の改訂で大きく変わる特徴の部分は、切り取って見るかもしれない方のためにしっかりと明記しておいたほうがいいのではないか。自治体等に関しても、情報収集の方法を明確化しておくとか、避難所運営マニュアルに対するペット対応の明確化、表記を推奨するというようなところも書いておいたほうがいいのかと思う。(検討委員)
- ▶ 御指摘の部分の意見を反映した形で、事務局には修正をお願いしたい。(座長)
- ▶ ペットやペットの飼い主だけではなく、社会全体の防災対策の中で今回のガイドラインなどの位置づけがあるということを各資料の中で強調して書くことで、ペットを飼っていない人たちに対しても非常に役立つものだということが強調できるのではない

か。(検討委員)

- 社会全体のためにやっていく必要があるということをしっかりと強調していきたい。  
(環境省)
- このガイドラインのタイトルについて、「人とペットの災害対策ガイドライン」という案を環境省から提示されているがこれでよろしいか。では、皆さんの意見が集約したということで、ガイドラインの名称はそれで進めていただく。(座長)

#### ■ 今後のスケジュール

- ・ 環境省より資料2-5に基づき今後のスケジュールについての説明を行った。
- 今回のタイトルの見直しや改訂の趣旨は、各自治体が文書で目を通しただけでは伝わり切れない部分があるということを前回のガイドラインを出したときに痛感した。今後、自治体の担当向けの研修などがあれば、その折々にこの趣旨や大事なポイントを伝えることも検討していただきたい。(検討委員)
- 来年度以降、図上訓練も含めて、きちんと自治体に周知をしていかないといけないと感じており、できる限り進めさせていただく。(環境省)
- この検討に関して、非常に進んでいる自治体と、まだまだ手がついていないところとでは、言葉1つの解釈が随分違っている。検討いただいているのはありがたい。(検討委員)
- 2月26日に動物愛護の主管課長会議を行う。その中でも、今回の経緯も含めて、趣旨もしっかりと説明して理解をしていただく取り組みを進めていきたい。(環境省)

### (3) シンポジウム開催について

<資料>

資料3 シンポジウム開催概要

#### ■ シンポジウム開催概要

- ・ 環境省より資料3に基づきシンポジウム開催概要についての説明を行った。
- 委員からの質問なし。

(3) その他

→特になし。

以上